

福島市議会告示第 号

福島市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成二十六年三月 日提出

福島市議会傍聴規則の一部を改正する規則

福島市議会議長 佐藤 一 好

福島市議会傍聴規則（平成十六年議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない」を「会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、次条の定員を超える傍聴人があるときは、議長はその手続を中止することができる。

第三条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

- 3 傍聴人は、第1項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。
- 4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

第四条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。